

複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区京浜島二丁目20番4号

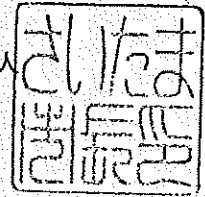
氏名 東港金属株式会社

代表取締役 福田 隆

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇



許可の年月日

平成21年 6月10日

許可の有効年月日

平成26年 6月9日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く: 廃プラスチック類(*), 木くず, コムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*), がれき類(*) 以上6種類

※ (*)が付された産業廃棄物の種類には石綿含有産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。), 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限り。)

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	指令番号	変更内容
平成6年 6月10日	指令申環第6-31号	新規許可 (県知事許可)
平成21年 6月10日	指令環環産第1-95号	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無